

平成26年 第12回  
福島町教育委員会会議案

日 時 平成26年12月18日(木)  
午後6時10分  
場 所 福島町役場2階庁議室

福島町教育委員会

平成 2 6 年 第 1 2 回 福 島 町 教 育 委 員 会 会 議 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	福島町奨学資金条例施行規則の全部改正について	1
議案第 2 号	全国体力・運動能力調査の結果の掲載について	4

議案第 1 号

福島町奨学資金条例施行規則の全部改正について

福島町奨学資金条例の施行規則（昭和 49 年教育委員会規則第 2 号）の全部を次のとおり改正したいので、意見を求めます。

平成 26 年 12 月 18 日提出

福島町教育委員会

教育長 盛 川 哲

記

福島町奨学資金条例の全部改正について

別 冊

## 福島町奨学資金条例施行規則

福島町奨学資金条例施行規則（昭和49年教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（申請）

第1条 福島町奨学資金条例（平成26年福島町条例第 号。以下「条例」という。）第3条の規定により申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- （1） 過去1年間の学業成績証明書
- （2） 家庭状況調査書
- （3） 健康診断書
- （4） 連帯保証人が連署した誓約書及び印鑑証明書
- （5） 保護者以外の連帯保証人の納税証明書
- （6） 条例第5条第3項の規定による一時金の貸付けを受ける場合は、その支出計画書

（奨学生の選定）

第2条 条例第4条の規定による奨学生の選定は、随時行うものとする。

（奨学金の貸付け）

第3条 条例第5条第3項による一時金の貸付けは10万円単位、同条第4項の貸付けは1万円単位として行うものとする。

（奨学金の償還）

第4条 奨学金の償還は、町長が発する納入通知書により毎年6月30日及び12月25日までに条例第6条第1項の規定による年度割額の2分の1の額を納付するものとする。ただし、指定期日までに年度割額を全額又は12月に分割して納付することができるものとする。

2 奨学生による奨学金の償還が困難となった場合には、連帯保証人がこれを償還しなければならない。

3 奨学生は、条例第6条第1項ただし書の規定による償還期間の延長又は条例第7条の規定による償還の猶予を受けようとする場合には、その理由を付して連帯保証人2人と連署の上、町長に願い出なければならない。

（連帯保証人）

第5条 奨学生は、連帯保証人が欠けた場合には、新たな連帯保証人をもって第1条第1項第4号及び第5号の書類を教育委員会に提出しなければならない。

（その他）

第6条 この規則の施行に伴い、必要な書類の様式その他事務手続きについては、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の規則に基づき奨学金の貸付けを受け、又は償還している者については、なお従前の例による。

議案第 2 号

全国体力・運動能力調査の結果の掲載について

北海道教育委員会が市町村の結果を「北海道版結果報告書」に掲載し公表することに伴い当町の結果について、掲載に同意することとしたいので意見を求めます。

平成 26 年 12 月 18 日提出

福島町教育委員会  
教育長 盛 川 哲

記

全国体力・運動能力調査の結果 別 冊